

公共施設等運営権制度・樹木採取権制度と  
成果連動型民間委託契約方式（PFS）の推進のための施策

令和 2 年 4 月 9 日  
「第 4 次産業革命」会合（PPP/PFI）  
会長 竹中 平蔵

今次の提言は、重点分野の目標設定をはじめ、これまでの『未来投資戦略』『成長戦略 2019』において示された施策の更なる推進に重点を置く。

公共施設等運営権制度・樹木採取権制度と、成果連動型民間委託契約方式（PFS）に関する施策の順に、必要と考える項目を示した。政府の施策への反映を期待する。

### 1. 目標設定について

本年度に数値目標の期限を迎えるなどする各分野について以下のような措置を求める。

- ① 下水道分野については、実施方針策定済みとなった案件が 3 件となったものの、目標の 6 件には到達していないことから、期限を 2 年延長して目標達成することを求める。【国交省下水道部】
- ② 水道分野については、下水道と同様に実施方針策定済み案件がまだ十分に出ていないことなどを鑑み、地方自治体において今後の経営のあり方の検討（ここには運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）を少なくとも 30 件、令和 3 年度末まで促すことを求める。【厚労省医薬・生活衛生局水道課】
- ③ MICE 分野については、現状の達成状況は 4 件と認識しているが、目標の 6 件には到達していないことから、期限を 2 年延長して目標達成することを求める。【国交省観光庁】
- ④ クルーズ船ターミナル分野については、現状の達成状況は 1 件と認識しているが、コンセッション 3 件の目標には到達していない。他方で足元での新型コロナウィルス感染症の影響を強く受けている分野であることから、現在のコンセッション事業の数値目標は維持しつつ、令和 2 年度末の状況を見て、改めて数値目標を検討する。【国交省港湾局】

- ⑤ 公営水力発電施設については、1件（4施設）の事業具体化が進んでいると認識している。引き続き令和2年度末までを集中強化期間として3件の目標達成することを求める。【経産省資源エネルギー庁】

## 2. 推進のための施策について

両制度の活用を推進するために以下の施策の実施を求める。

### （1）公共施設等運営権制度・樹木採取権制度とその関連分野における施策について

- ① 昨年度までの『未来投資戦略』『成長戦略 2019』に記載された施策のうち、未完了の施策の実施を強く求める。【全関係府省】
- ② 上水道及び下水道事業について、案件各々の経営状況やサービスレベル、将来に向けた持続可能性を横並びで比較できるようにするベンチマークングの仕組みについて、諸外国の制度を研究しつつ、我が国における導入の可否を検討する。【国交省下水道部、厚労省医薬・生活衛生局水道課】
- ③ 全国で計画されているスタジアムやアリーナ施設の整備や改築について、案件として実現させることを目指して、公共施設等運営権制度の活用手法や国による支援手法を検討する。【内閣府 PPP/PFI 推進室、国交省総合政策局、国交省都市局、文部科学省スポーツ庁】
- ④ 今年度より運用が始まる樹木採取権制度については、これまでの『未来投資戦略』『成長戦略 2019』での決定内容と、大型製材工場が必要とする原木消費量である10万m<sup>3</sup>を地域で安定供給するために必要な国有林野からの供給について、マーケットサウンディングを踏まえて検討し、契約ごとの供給量と契約期間を決定する。【農水省林野庁】
- ⑤ ここまで公共施設等運営権制度の活用案件において生じた民間ならではの創意工夫を整理し、活用に興味を持つ地方自治体に対して提供する取り組みなどを実施する。【内閣府 PPP/PFI 推進室、国交省総合政策局】

## (2) 成果連動型民間委託契約方式（PFS）とその関連分野における施策について

- ① 昨年度までの『未来投資戦略』『成長戦略 2019』に記載された施策のうち、未完了の施策の実施を強く求める。【全関係府省】
- ② 成果連動型民間委託契約方式（PFS）に対する関係府省の取り組み状況や、PFS アクションプランの順守状況をモニタリングするために、民間の実務家を交えたフォローアップ会議を設置する。【内閣府 PFS 推進室】
- ③ 就労支援分野など、新たなニーズが見えている分野についてモデル事業の組成などの取り組みを行う。【内閣府 PFS 推進室、厚労省】

## (3) 両制度で共通して取り組む施策について

- ① 利用料金の生じないインフラ（道路や河川関連など）におけるアベイラビリティペイメント方式の活用について、その手法（長期に渡って維持管理と改築更新をセットにし、成果・性能に基づいて契約することなど）の定義と、活用方法を記載したガイドラインを策定する。合わせてこの活用を検討する国の機関及び地方自治体を募り、向こう 3 年間かけて少なくとも 10 件の可能性調査を実施し、案件形成を進める。【内閣府 PPP/PFI 推進室、PFS 推進室、国交省総合政策局】

以上